

## 議題1

# 平成31年度保険料率について

## 平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え(状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	9支部
意見書の提出あり	38支部
① 平均保険料率10%を維持すべきという支部	18支部
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
③ 引き下げるべきという支部	6支部
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

# 平成31年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成31年度は、平成29年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10% ※内訳は、下表のとおり。
- 激変緩和率は8.6/10(平成31年1月頃の大臣告示により確定)
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

共通料率(A+B-C)	<b>4.82%</b>
A.第2号都道府県単位保険料率	3.99%
B.第3号都道府県単位保険料率	0.89%
C.収入等の率	0.06%
第1号平均保険料率	<b>5.18%</b>
計	<b>10.00%</b>

# 平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

H30.12.19

運営委員会資料より

## 1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることに疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられないことがないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

## 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

## 3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

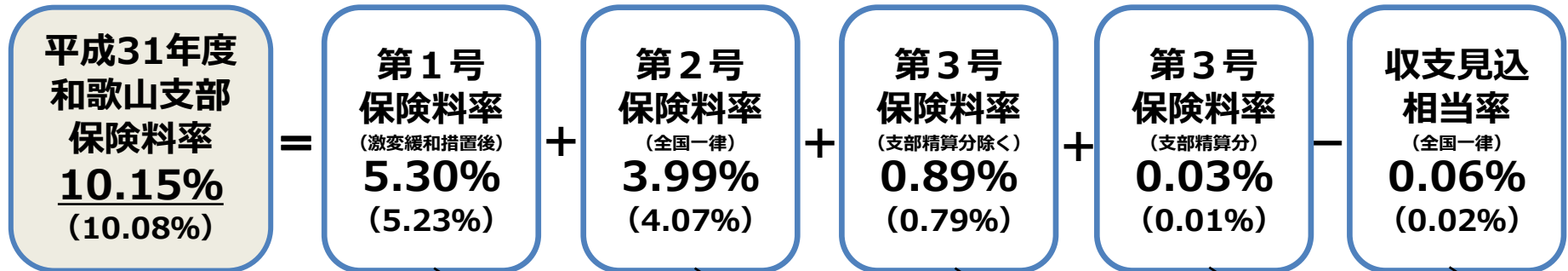
## 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                         拠出金等対前年度比  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="margin-right: 5px;">▲ 5</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="margin-left: 5px;">+ 1,450</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <span style="margin-right: 5px;">+ 1,455</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="margin-left: 5px;">+ 1,450</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <span style="margin-right: 5px;">▲ 206</span> </div> </div> ○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 平成31年度和歌山支部保険料率



※ ( ) 内は平成30年度保険料率

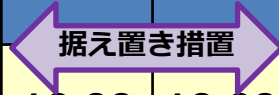
<b>第1号保険料率</b> 各支部の医療給付費で決定され、年齢・所得調整された料率	<b>第2号保険料率</b> 後期高齢者支援金等の拠出金や現金給付にかかる料率(全国一律)	<b>第3号保険料率(支部精算分除く)</b> 準備金積立てや業務経費にかかる料率	<b>第3号保険料率(支部精算分)</b> 29年度の支部収支の赤字分にかかる料率	<b>収支見込相当率</b> 雑収入や日雇いの保険料収入
---	--	--	--	---------------------------------

	平成30年度保険料率算定時見込	平成31年度見込
和歌山支部医療給付費 (百万円)	37,019	38,997
和歌山支部総報酬額 (百万円)	650,244	672,202
和歌山支部保険料率	10.08%	10.15%
調整前保険料率 a	5.69%	5.80%
年齢調整 b	0.04%	0.03%
所得調整 c	▲0.48%	▲0.52%
調整後第1号保険料率(a+b+c) ※激変緩和措置前	5.25%	5.31%

# 協会けんぽの保険料率の推移

単位：%

変更月	H20.10	H21.9 (任継は H21.10)	H22.3 (任継は H22.4)	H23.3 (任継は H23.4)	H24.3 (任継は H24.4)	H25.3 (任継は H25.4)	H26.3 (任継は H26.4)	H27.4 (任継は H27.5)	H28.3 (任継は H28.4)	H29.3 (任継は H29.4)	H30.3 (任継は H30.4)	H31.3 (任継は H31.4)
<b>全国平均 保険料率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国健康保険協会発足</li> <li>●全国統一の保険料率</li> </ul>	<b>8.20</b>	<b>9.34</b>	<b>9.50</b>	<b>10.00</b>	<b>10.00</b>	<b>10.00</b>	<b>10.00</b>	<b>10.00</b>	<b>10.00</b>	<b>10.00</b>	<b>10.00</b>
均衡保険料率						10.07	10.08	9.74	9.52	9.72	9.50	9.46
国庫補助率		13.0%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%
※激変緩和率		<b>8.20</b>	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10
<b>和歌山支部 (激変緩和後)</b>		<b>8.21</b>	<b>9.37</b>	<b>9.51</b>	<b>10.02</b>	<b>10.02</b>	<b>10.02</b>	<b>9.97</b>	<b>10.00</b>	<b>10.06</b>	<b>10.08</b>	<b>10.15</b>
据え置き前						10.10	10.11					
<b>和歌山支部 (激変緩和前)</b>		8.34	9.50	9.57	10.10	10.16	10.20	9.95	10.03	10.08	10.09	10.14



## ※激変緩和

- 保険料率の急激な変動を緩和するため、導入された。
- 当初は、平成25年9月までに10/10とする（緩和措置終了）予定だったが、平成22年5月19日施行法律第35号で、平成30年3月までに10/10（緩和措置終了）となればよいと期限が延長された。その後、平成25年5月24日施行法律第26号で、平成32年3月までさらに期限が延長され、平成27年5月には医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで）とされた。

※激変緩和措置適用後の保険料率は、前々年度の都道府県支部ごとの収支決算における収支差の精算分を含めて算定した最終的な保険料率。

平成31年度都道府県単位保険料率における



保険料率別の支部数

(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

23

22

注. 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定



平成31年度都道府県単位保険料率の  
平成30年度からの変化  
(暫定版)

平成30年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.08	+112	1
+0.07	+98	3
+0.06	+84	1
+0.05	+70	4
+0.04	+56	4
+0.03	+42	2
+0.02	+28	3
+0.01	+14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲14	1
▲0.02	▲28	3
▲0.04	▲56	1
▲0.05	▲70	4
▲0.06	▲84	3
▲0.07	▲98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

22

18

- 注1. 「+」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率より上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額：労使折半後)の増減である。

# 熊本地震に伴う都道府県単位保険料率の特例的取扱いについて

## 1. 熊本地震に伴う窓口負担の減免措置と都道府県単位保険料率算定

- 平成28年4月に発生した熊本地震に伴い、被災地域において甚大な被害を受けた加入者に対して、協会の判断により、医療機関の窓口負担を減免する措置が行われた(平成29年9月で終了)。
- 窓口負担の減免により、医療機関にかかりやすくなったこと等から、特に熊本支部において医療費の伸びが大きくなった(波及増)。

現行では、この医療費の波及増は、被災支部でそれぞれ負担する仕組みとなっている。

### <熊本地震関連の一部負担金の取扱い>

免除の対象	平成28年4月14日 ～ 9月	平成28年10月 ～ 平成29年9月
一部負担金等	猶予	免除

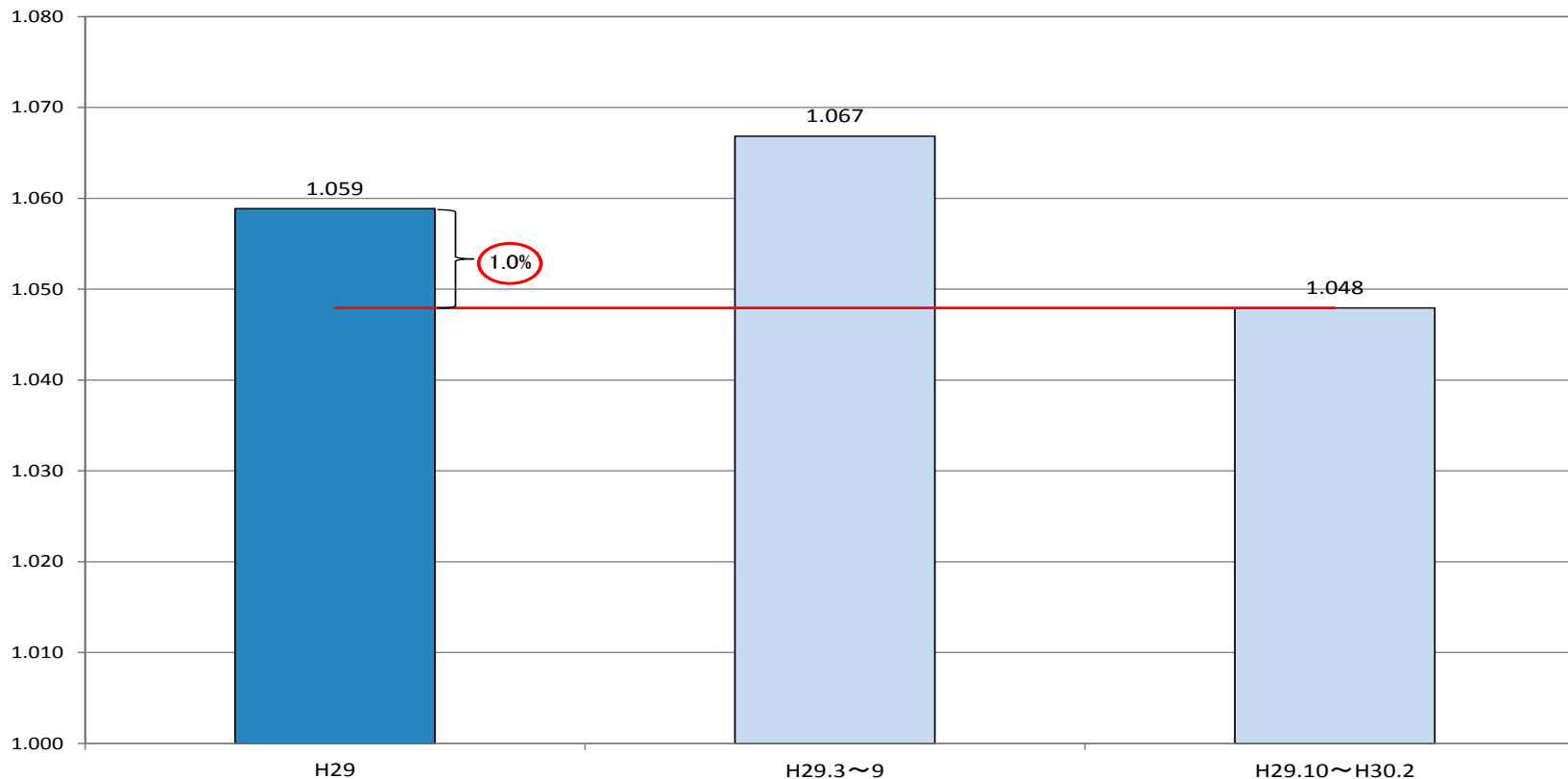
## 2. 先行事例——東日本大震災の波及増にかかる取扱いについて——

- 平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災支部において医療費の波及増効果が認められることから、過度な保険料負担とならないよう措置を行っているところ。
- 具体的には、平成24年度においては宮城支部及び福島支部の、平成25年度以降は福島支部の波及増分を、当該支部に係る給付費から除き、全国一律に賦課している。
- なお、平成29年度実績における福島支部の当該波及増額は約19億であり、平成31年度都道府県単位保険料率に反映させる予定。

### 3. 熊本地震における加入者1人あたり医療費の動向

- 下のグラフは、平成29年度における、熊本支部の加入者1人あたり医療費の、熊本支部及び福島支部以外の全支部の加入者1人あたり医療費との比率(以下、「医療費単価比」という。)を示したものである。
- これによると、平成29年度の医療費単価比が、減免措置期間が終了した同年10月～平成30年2月の医療費単価比と比べて大きくなっている。

熊本支部における1人あたり医療費の全国との比率の推移

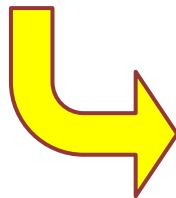


#### 4. 熊本地震に伴う波及増分の都道府県単位保険料率算定の特例的扱い

- 窓口負担の減免措置は、被害の甚大な状況に鑑み、国からの要請等も踏まえ、協会全体で決定したことであり、その波及増の影響については、広く全支部で負担することが適切。
- 当該被災支部の加入者であっても、減免措置が講じられない加入者も多く、そういう加入者に負担を求めるのは不適當。
- 東日本大震災においては、上記の理由からすでに特例的措置を講じており、公平性の観点からも同様の手当てを行うことが適當。



東日本大震災と同様、熊本地震に伴う波及増分を、全支部で負担することとしたい。



大臣告示の改正により措置

- なお、熊本地震に伴う窓口負担の減免措置は平成29年度(平成29年9月)までの措置であることから、平成30年度以降は発生しない。

# 介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分(401億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73%(4月納付分から変更)とする。

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.57%から31年4月以降に1.73%へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 6,911円 ( 67,814円 → 74,725円) の負担増  
〔月額〕 512円 ( 5,024円 → 5,536円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は31年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,174	879	504	30年度保険料率： 1.57%
	その他	0	0	0	31年度保険料率： 1.73%
	計	9,854	9,545	10,673	納付金対前年度比
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	⇒ + 122
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 平成31年度の都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

## 健康保険法 第160条第7項

支部長は、(中略) 都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

31年度支部長意見(案)	30年度支部長意見
<p>○和歌山支部保険料率 30年度：10.08%→ 31年度(見込み)：10.15%(+0.07%)</p> <p>今年度は、特に和歌山支部における料率の引き上げ幅が大きく、平均保険料率を下げることで、加入者の負担を少しでも軽くすることが望まれる。しかしながら、自支部のみならず、協会全体の視点から意見を述べたい。様々な手立てを打ちながらも、今後、医療費の減少が見込まれない中、制度を安定的に運営していくためには、本来、短期保険であるべき制度の趣旨には反するが、中長期的視点での立場から、平均保険料率10%を維持することもやむを得ない。</p> <p>ただし、国庫補助が当面の間、保障されている中、今後の積立金の状況、組合解散等に伴う、加入者の変動に対応しつつ、今ならば、できる得ることを検討いただきたい。例えば、平均料率や都道府県単位保険料率の在り方を十分議論したり、今後、財政が真に逼迫した場合にどう対応していくのかの議論を行い、加入者に示していくことができれば、加入者の納得、安心につながるのではないかと考える。</p>	<p>○和歌山支部保険料率 29年度：10.06%→ 30年度：10.08%(+0.02%)</p> <p>平均保険料率を引き下げる議論があったにもかかわらず、平均保険料率が10.00%の据え置きとなり、結果、和歌山支部における保険料率が0.02%引き上げとなることは、不本意ではあるが了承する。</p> <p>しかし、現在、多額の準備金残高があるのは、リーマンショック後の厳しい経済状況の中、加入者・事業主の大きな負担により積み上がったものであること、また、今までの保険料率の議論で、平均保険料率引き下げを要望する声が多くあったことを忘れてはならず、来年度以降、保険料率を考える際のタイムスパンについては中長期で考えていくことを明確化したものの、今後、平均保険料率10%を維持とした前提が変わることがあれば、速やかに平均保険料率を引き下げ、加入者・事業主の負担軽減を図るべきであると考えている。</p>